

報道関係者 各位

令和4年12月27日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

(代表電話) 048 (600) 6200

埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年12月20日（火）から12月26日（月）において、埼玉労働局職員36名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

(当該職員の所属と感染確認日ごとの内訳)

- 12月20日（火）7名（埼玉労働局、川口労働基準監督署、ハローワーク本庄、ハローワーク大宮、ハローワーク所沢、ハローワーク春日部）
- 12月21日（水）4名（埼玉労働局、さいたま労働基準監督署、ハローワーク所沢、ハローワーク草加）
- 12月22日（木）3名（川越労働基準監督署、ハローワーク川口、ハローワーク本庄）
- 12月23日（金）3名（埼玉労働局、ハローワーク川越）
- 12月24日（土）6名（所沢労働基準監督署、ハローワーク川口、ハローワーク熊谷、ハローワーク大宮、ハローワーク所沢）
- 12月25日（日）1名（ハローワーク浦和）
- 12月26日（月）12名（埼玉労働局、さいたま労働基準監督署、熊谷労働基準監督署、ハローワーク川口、ハローワーク熊谷、ハローワーク大宮、ハローワーク川越、ハローワーク所沢）

当該36名の職員については、業務において職員及び利用者を含め濃厚接触者はいないと判断しております。

なお、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡ください。